

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本  
〔A5判縮小〕

1326 / 32 第7編 事故・公害

⑤  
＜本件投稿の表示＞

日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇時〇分

アカウント名 〇〇〇〇

投稿内容 〇〇〇〇・・・・・・・・

本示談成立の証として、本示談書2通を作成し、甲と乙が各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
甲 野 太 郎  
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇ビル〇階 〇〇法律事務所  
甲代理人弁護士 丙 野 三 郎 ㊞

(乙) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
乙 野 二 郎 ㊞

解 説

① 表題は「示談書」としてありますが、「和解契約書」、「合意書」等でも

第8編 家族 第2 相続 1520 / 18 / 7

を令和〇〇年〇〇月〇〇日から10年とする配偶者居住権を取得する。

2 乙は、甲に対し、前項の配偶者居住権の設定登記手続を行う。登記手続に要する費用は甲の負担とする。

第5条 甲、乙及び丙は、以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関する紛争が一切解決したものとし、本条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本合意成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙各1通ずつ保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
甲 野 花 子 ㊞

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
甲 野 一 郎 ㊞

(丙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
丙 山 美 子 ㊞

別 紙 遺産目録（省略）

解 説

① 本件は、相続人間の遺産分割協議（合意）により、被相続人の配偶者

第7編 事故・公害 1326 / 31

(13) リツイートにより名誉を毀損されたとして損害賠償の請求をする場合

文 例

示 談 書

甲野太郎（以下「甲」という。）と乙野二郎（以下「乙」という。）は、乙が令和〇〇年〇〇月〇〇日に行ったツイッターにおけるリツイートによる投稿（以下「本件投稿」という。なお、末尾の表示を参照のこと。）により甲の名誉を毀損した件（以下「本件」という。）について、次のとおり示談する。

1 乙は、甲に対し、本件投稿について真摯に謝罪する。

2 乙は、甲に対し、本件の損害賠償金として、〇〇万円の支払義務があることを認める。

3 乙は、甲に対し、前項の金員を、令和〇〇年〇〇月〇〇日限り、〇〇銀行〇〇支店の甲名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

4 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本合意書

1520 / 18 / 6 第8編 家族 第2 相続

(14) 遺産分割において配偶者居住権を設定するもの

文 例

遺産分割協議書

被相続人甲野太郎（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、令和〇〇年〇〇月〇〇日没）の相続人全員である甲野花子（以下、「甲」という。）、甲野一郎（以下、「乙」という。）及び丙山美子（以下、「丙」という。）は、被相続人の遺産につき、次のとおり合意する。

第1条 甲、乙及び丙は、被相続人の遺産が別紙遺産目録記載のとおりであり、それ以外には存在しないことを確認する。

第2条 別紙遺産目録記載の遺産は、そのすべてを乙が取得する。

第3条 乙は、前条の代償金として、甲に対し金〇〇〇万円、丙に対し金〇〇〇万円を、それぞれ支払う義務のあることを認める。

あらゆる取決めの文書化に欠かせない本格的実務書!!

# 合意書・示談書・協定書等 モデル文例集

編集 合意書・示談書等文例研究会

〔代表 増田亨（弁護士）〕

●いろいろな取決めは、文書にしておくことと後々の紛争の予防や解決の早道となりますが、簡単な事柄でも文書に表すことは容易ではありません。本書は、弁護士の集まりである合意書・示談書等文例研究会の編集によるモデル文例集で、日頃の実務経験から得たノウハウを惜しみなく提供した決定版です。

●本書には、不動産関係、貸金関係、企業関係、相隣・居住関係、家族関係などあらゆる分野にわたるモデル文例を掲載しており、的確な文例とその作成に参考となる便利な注釈がなされていますので、どなたでも容易に正確な文書を作成いただけます。

加除式・A5判・全3巻・ケース付・総頁3,572頁  
定価16,500円（本体15,000円）送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00  
（土・日・祝日を除く）  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

紛争解決と予防に、  
企業担当者・法律実務家のための  
決定版モデル文例集!!



追録・購読者特典

文例データのダウンロードができる!  
文例のデータを弊社WEBサイトからダウンロード  
できます。

## 新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111  
 総務部 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111  
 東京本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111  
 札幌支社 北海道札幌市中央区南一条西7丁目5番9号 電話 011-251-1111  
 仙台支社 宮城県仙台市青葉区加茂1丁目4番地の2 電話 022-231-1111  
 東京支社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111  
 関東支社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111  
 名古屋支社 名古屋市中区栄1丁目26番11号 電話 052-231-1111  
 大阪支社 大阪府大阪市中央区内野町2丁目1番12号 電話 06-6221-1111  
 広島支社 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 電話 082-231-1111  
 高松支社 高松市扇町3丁目14番11号 電話 087-231-1111  
 福岡支社 福岡市中央区大手門3丁目3番13号 電話 092-231-1111  
 関東支社 さいたま市見沼区南中野244番地1 電話 048-231-1111

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



